

国土交通大臣へカボタージュ規制堅持を強く要請
船舶法施行細則の一部を改正する省令案に対する
パブリックコメントに反対を表明

国土交通省は、3 月 11 日から 4 月 10 日まで「船舶法施行細則の一部を改正する省令案」をパブリックコメント（意見公募手続）に付した。

この背景には、令和 6 年 1 月の北海道と札幌市の連名による特区における洋上風力発電設備の設置・保守に関して外国籍船と外国人船員を活用できるとする規制緩和、これを踏まえた、「規制改革実施計画」における「洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用」を令和 6 年度において措置するとする閣議決定がなされている。

本組合は 4 月 4 日、この省令改正は、カボタージュ規制の緩和であるとして、松浦満晴組合長より、国内海上輸送はカボタージュ規制の下、日本籍船と日本人船員で行うことが大原則であること、海洋基本計画においてもカボタージュ規制の堅持が明記されている。船舶法や海洋基本計画の趣旨に反してカボタージュ規制を緩和する省令改正には断固反対であることを表明し、カボタージュ規制を堅持するよう強く要請した。

対応した、高見康裕大臣政務官からは、国家主権という根本的な意味において、国内輸送は経済安全保障等の観点から自国籍船で行うことが大原則であり、カボタージュ規制を堅持することには変わりはない。省令改正は単に手続を明確化するもので審査基準も変更せず、外国籍船が就航しやすくする等の規制緩和を行うものではないとの回答がなされた。

「海員だより」